

**令和8年度第1回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）**

開催日時

令和8年7月28日（火） 午後7時00分～午後8時50分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- （１） 委員 斎藤利之会長、坪田のりこ副会長、北川綾子委員 岩澤昌子委員 水落真穂委員 高橋光委員 浅見僚子委員 内田かほ里委員 池邊照彦委員
矢部晶代委員 高木愛望委員 篠宮鳴委員
- （２） 事務局 子ども家庭部長 こども家庭センター長 保育幼稚園課長 児童青少年係長 健康課長 保育・幼稚園係長 施設給付係長 保育幼稚園課主査 児童青少年係長 こども政策係長 こども支援係長 母子支援係長 こども家庭センター主査 健康課主査

欠席者

矢崎新士委員 寺田美奈委員 井原恵子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について（諮問）（決定）
- 3 「（仮称）東久留米市こども計画における基本的な考え方・基本目標」について（諮問）（中間報告）
- 4 「第3期子ども・子育て支援事業計画 令和7年度点検・評価シート」について（報告）
- 5 その他
- 6 閉会

1. 開会

・会長

本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和8年度第1回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日の会議開催にあたり、矢崎委員、寺田委員、井原委員からは、欠席のご連絡をいただいております。なお、委員の半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。

本日、熊本で大きな地震がございました。前回の地震は10年前と記憶しているところがございます。また、重要な文化物も崩壊というところで、被災地の方々に関しましては、大変苦しい状況というところと、また、今日、昨日は東京のほうはずいぶん暑さが和らぎましたが、酷暑日という新たな名前ができ、40度以上というところも含めて気象変動のことも大

変心配しているところですが、皆様におかれましては、本会議にご出席賜りまして本当にありがとうございます。

それでは、事務局より本会議での議題内容等について、ご説明をお願いいたします。

・こども家庭センター

それでは、私から、本会議での議題内容等に関しまして、ご説明させていただきます。お手元に配付しております次第のとおり、1「乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について」、2「「（仮称）東久留米市こども計画にかかる基本的な考え方・基本目標」について」、3「「第3期子ども・子育て支援事業計画 令和7年度点検・評価シート」について」、4「その他」でございます。本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、あらかじめご承知おきください。なお、委員の皆様の任期は条例の規定により、令和9年8月27日までとなります。前年度に引き続きまして、よろしくお願いいたします。なお、今年の4月に市側でも人事異動があり、何人か事務局の職員が変わっております。お時間の関係もありますことから、詳しくは資料4のとおりでございますが、代表して子ども家庭部長から一言ご挨拶させていただきます。

・子ども家庭部長

皆様こんばんは。今ご説明があったとおり、令和8年4月1日付けで子ども家庭部長に着任いたしました森田でございます。皆様におかれましては、大変お忙しい中、東久留米市子ども・子育て会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、ただいま説明があったとおり、事務局側の体制におきましても、資料4にありますように一部異動がありましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

さて、子ども・子育て会議におきましては、昨年より（仮称）東久留米市こども計画の策定を進めるとともに、子ども・子育て支援にかかるさまざまな案件についてご審議をいただいているところであり、本日もこども計画についても含めいくつか議題を挙げさせていただいております。引き続き東久留米市が目指す子どもが豊かに成長できるまちに向け、それぞれのお立場から、そして今までのご経験や知識に基づき、活発なご議論、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、引き続きどうぞよろしくお願い致します。

・会長

それでは、これより会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたしますが、本日傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

・こども政策係

いらっしゃいます。

・会長

では、入場をお願いいたします。

（傍聴人入場）

傍聴の方が着席されましたので、事務局から、配付資料の確認をお願いいたします。なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められており

ます「傍聴人の遵守事項」にご留意いただき、議事に批評を加える、または拍手その他の方法により可否を表さない、騒ぎ立てるなど議事を妨害しないこと等の事項をお守りいただくようお願いいたします。

それでは、事務局より配付資料の確認をお願いします。

- ・こども政策係

配付資料について、確認させていただきます。事前に配付させていただきました資料は、1点ございまして、資料3「東久留米市子ども・子育て支援事業計画《令和7年度進捗状況点検・評価結果》」でございます。また、本日新たに机上にお配りした資料は3点ございまして、資料1「乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について」、資料2「（仮称）東久留米こども計画の基本的な考え方・基本目標」、資料4「子ども・子育て会議事務局体制（令和8年度）」でございます。配付資料の確認につきましては、以上です。

- ・会長

事務局から資料等について説明がありましたが、資料の不足等があれば、挙手にてご発言ください。事前に配られた資料3はお持ちいただいておりますでしょうか。なお、本日の会議終了予定時刻は午後9時となっております。もとより慎重審査を妨げるものではございませんが、委員の皆様におかれましては、この点を踏まえまして円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。また、議事次第にございますように、議事1、議事2につきましては、この子ども・子育て会議は諮問機関でございます。諮問内容でございますので、これに対する答申を出すというところでございますので、皆さんご協力をよろしくお願いいたします。それでは次に、議題1「乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について」です。本件は諮問事項でございます。事務局、よろしくお願いいたします。

2 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について（諮問）（決定）

- ・保育幼稚園課長

それでは、議題1「乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について」、保育幼稚園課よりご説明させていただきます。

資料1をご参照ください。乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度につきましては、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業として、全国の自治体において実施している事業でございます。令和8年度より、子ども・子育て支援法に基づく新たな事業として、全国の自治体において実施されております。本市においては、本年4月より市内1施設において運営が開始しておりますが、このたび、新たに3施設より事業の認可等に関する申請がありました。本事業の利用定員につきましては、子ども・子育て会議に諮問させていただいておりますので、まずは対象施設の内容をご説明いたします。

資料1の1番「対象施設（乳児等通園支援事業者）」をご覧ください。1つ目の施設は、名称が東久留米市立ひばり保育園です。所在地はひばりが丘団地8-10、区分は一般型乳児等通園支援事業（専用室独立型）でございます。この専用室独立型は、在園児とは別に本制度を利用することも同士で過ごすことを基本とする形式でありまして、現在、市内ですでに

運営が始まっている、あそか保育園も同じ区分となっております。続いて、設置者名は東久留米市です。運営者は社会福祉法人豊川保育園です。利用定員（1時間当たり）は3名、利用定員（1月当たり）は495名です。1月当たりの利用定員ですが、1時間当たり3名、1日当たりの利用時間の上限7.5時間と、1月当たり22日間実施したときの掛け算です。3名掛ける7.5時間掛ける22日の計算で算出しています。認可基準にかかる項目として、基準面積を満たしたほふく室が使用され、保育士も専従1名を含む2名が配置されます。

続いて2つ目の施設は落合幼稚園です。所在地、区分、事業者名は記載のとおりです。区分は、一般型乳児等通園支援事業（在園児合同型）となりまして、こちらは在園児と一緒に過ごすことを基本とする形式です。利用定員（1時間当たり）は6名、利用定員（1月当たり）は396名です。利用定員（1月当たり）につきましては、1時間当たりの6名掛ける1日3時間掛ける22日で396名と算出します。認可基準にかかる項目として、基準面積を満たした遊戯室が使用され、保育士も専従1名を含む2名が配置されます。

3つ目の施設は南沢シュタイナー子ども園です。こちらはNPO法人が運営する認可保育所や幼稚園等の分類に属さない子育て支援施設となります。国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を満たし、適切に事業を実施できる施設であれば市が認可することが可能となっております。所在地、区分、事業者名は記載のとおりです。区分は、一般型乳児等通園支援事業（独立施設型）となりまして、こちらは保育所等に併設せず、本制度のみを実施する施設で事業を行う形式です。利用定員の（1時間当たり）は6名、利用定員（1月当たり）は90名です。利用定員の（1月当たり）は、1時間当たり6名掛ける1日3時間掛ける5日で90名と算出します。認可基準にかかる項目として、基準面積を満たした保育室が使用され、保育士は専従2名を含む3名が配置されます。

乳児等通園支援事業の状況ですが、先ほど申したとおり、現在、市内では1施設のみの実施でございますが、利用に際して利用認定の登録申請を行っていただきます。申請はインターネットの専用サイトまたは保育幼稚園課の窓口で可能となっております。本年4月以降、登録世帯数が伸びており、現在は100世帯を超える数となっております。現在のところ、ニーズは一定ある中で、本市としても実施施設の拡充に尽力している状況でございます。引き続き市内の各事業所に、本事業の実施について働きかけていく予定となっております。

議題1「乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について」の説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございます。事務局より議題1「乳幼児等通園支援事業の認可及び利用定員等について」のご説明がありました。委員の皆様にお聞きします。議題1につきまして、ご質問等ございましたら挙手をいただき、ご指名された後、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

私から事務局に確認ですが、今回3つの事業所がそれぞれ違う3区分ということでご提出いただいたところでございますが、基本的な基準、1人当たりや時間当たりというところや面積、そういったところは十分満たしているという認識でよろしいでしょうか。

・保育幼稚園課

今回、3施設より申請いただいておりますが、認可基準にかかる項目について、保育室の広さや保育士の数等につきましては、すべて基準を満たしております。

・会長

ありがとうございます。その辺りは「参考」のところ以降のところで具体細かに書かれていますので、これに準拠されているということでございます。それを踏まえた上で、皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

・矢部委員

どちらの施設も基準を満たしているということで、素晴らしい取り組みだと思うのですが、初めて目にしました独立施設型の3件目の南沢シュタイナー子ども園につきましては、これまで何か別の施設があったところにあるのか、本制度の事業のためだけに新設される施設なのか、私は知識がなかったものですから事務局にお伺いします。

また、先ほどの1か月利用定員の算出根拠で、3時間の5日間ということで、5日間だけ開設される施設なのかどうかというところをお伺いしたいと思います。お願いします。

・保育幼稚園課

ありがとうございます。2点ご質問いただきました、南沢シュタイナー子ども園ですが、こちらは令和6年度までは、また別の事業になるのですが、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業というものの対象施設でありました。先ほど、認可保育園や幼稚園等の分類に属さない子育て支援施設と申し上げたのですが、以前から保育を定期的に行っていた施設ではあったのですが、令和7年度以降はそういった保育は行っておらず、現在はスポット的な形でお子さまの受け入れを行っているところです。

ご質問の2点目ですが、現在の南沢シュタイナー子ども園としての運営上、月に5日程度の事業実施というものが施設の状況的に妥当ということで申請をいただいている状況でございます。以上です。

・会長

他に何かございますか。

・浅見委員

落合幼稚園の在園児合同型ということについて少し教えていただきたいのですが、本園も幼稚園なのでちょっと検討しなければと思っているところですが、幼稚園3歳以上で在園児というのは3歳からと思うのですが、どういう形で行われるのか教えてください。

・保育幼稚園課

在園児合同型に関するご質問でございます。基本的には、幼稚園に通われている在園児の方と一緒に過ごすことが基本となっているのですが、今回、利用定員6名につきましては、基本的に2歳のお子様、この制度上は満3歳未満まで受けられるのですが、そのあたりの年齢を対象にしているということでございますので、その施設の中で基本的には一緒に過ごされるような方を対象としていると聞いています。

・会長

よろしいですか。ありがとうございます。他にございますか。

議題1につきましては、以上の内容でよろしいかと思います。本件につきまして諮問事項でございますので、決定とさせていただきます。今後につきましては、事務局において市長への答申を作成していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議題2「東久留米市こども計画にかかる基本的な考え方・基本目標について」に移りたいと思います。本件も諮問事項でございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

3 「（仮称）東久留米市こども計画における基本的な考え方・基本目標」について（諮問）（中間報告）

・こども家庭センター長

こども計画につきまして、資料2をご覧ください。

東久留米市のすべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す、計画でございます。東久留米市こども計画における基本的な考えといたしまして、こどもの権利が守られ差別されない、こどもが大切に育てられる、こどもが意見を言える、家庭への必要なサポートが行われることなどを掲げております。その上で、今回、国のこども大綱、近隣市の状況等も勘案しまして、国の定めた策定ガイドラインに即して、こども計画の基本目標案を大きく5つ定め、6月に行われました、庁内検討委員会でも議論をさせていただきまして、一定の方向を固めてきたところでございます。資料にあるとおり、基本目標1から5までの5点になってございます。これら5つの基本目標を、こども計画の柱として進めてよろしいか、ご審議いただき、本日お認めいただきましたら、事務局で計画案の作文に着手させていただきます。そして、次回以降の会議の中で、その内容を骨子案としてお示いたしますので、議論を深めていっていただきたいと考えているところでございます。なお、富田市長も、所信表明におきまして4つの挑戦という柱を立てているうちの1つが、新しい学校でこどもたちの未来を開くといったことで、4つの挑戦の1つの柱としてこども施策を掲げております。その内容といたしましては、まず、学校については、生徒参加型生徒会サミットに市長自ら赴き、こどもたちの意見を直接聞くといった表明、また、その中で、学校施設の更新にあたっては、ただ学校教育だけにとどまらず、地域のさまざまな方々と触れ合う、地域での体験活動を創出すること、特別支援教育の充実については、第七小学校で情緒固定特別支援学級を開設すること、また、不登校対策としてチャレンジクラスへの取り組みをすること、また、学校ではなく子育て支援策としとしても、今、公私連携型保育所、地域子育て相談機関、こども誰でも通園制度、また、ここで今ご議論いただく東久留米市こども計画、それから、北部地域における基幹公園の整備構想に向けた取り組み、また、ボール遊びのできる公園等について言及がなされているところでございます。なお、このこども計画策定にあたりましては、こどもの意見を大切にしながら決めていくということが定められていることから、事務局におきましてこどもからの意見聴取を進めております。昨年度、令和7年度は、市民まつりへの意見聴取、デジタル掲示板「くるりっど」を活用した意見聴取、また、大規模な市民アンケート調査等を実施し、寄せられた意見につきましては、前回、委員の皆様にもご覧いただいたところでございます。また、今年度の取り組み、令和8年度の取り組みといたしまして、児童館でのこどもの意見聴取、昨年と同じくデジタル掲示板「くるりっど」を活用した意見聴取、また、計画に掲載するイラスト募集などの取り組みを、夏休み一杯で実施をさせてい

ただいているところでございます。寄せられました意見につきましても、次回以降、皆様にお示ししてまいりたいと考えているところでございます。

今年度の取り組み、現時点での聴取の状況について、お知らせいたします。一般的な意見聴取の仕方として、例えば、大人を対象としたアンケートであれば、「東久留米市の魅力は何ですか」、「改善を要するところは何ですか」というような聞き方をするのですが、こどもたちが自分事として意見をいいやすいように、「東久留市の魅力は」というところを、「東久留米市のあなたの好きなところは何ですか」と聞いたり、「改善を要するところは」という聞き方をしないで、「あなたが市長になったらどんなことをしたいですか」など、そのように質問の仕方等の工夫を凝らしながら実施しているところです。おかげさまで、児童館でこの夏休みから始めたところ、大変こどもたちの反応はよく、たくさんの意見が集まってきております。また、同時にイラストも募集をしております、言語化されないこどもたちの気持ちを拾っていき、応募があった作品を計画の中で表紙や挿絵として取り入れていくことで、こどもたちにも絵を通じてこども計画策定の一部を担っていただきたい、そんな思いで進めているところでございます。

お手元に資料といたしまして、意見募集のフライヤーを配付させていただいております。ぜひお持ち帰りいただきまして、ご家族やご近所の方、知り合いの方へご紹介いただき、より多くの意見が集まればよいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

・会長

ありがとうございました。私からいくつか補足をさせていただきたいと思います。まず、今、お話がありましたフライヤーです。こちらに各児童館にある用紙やオンライン掲示板の質問から、ぜひ声をお届けくださいということなのですが、もうすでに各児童館のところにポストイットでもものすごい数のものがペタペタペタペタと貼ってありまして、非常に東久留米に住むこどもたちの声をダイレクトにえ聞かせてもらえる状況が醸成されているということ、まず1つお伝えしたいと思います。また、大変重要な基本計画でございます。特に目標1から5に関しまして、例えばですが、昨年、高木委員が市民まつりでいろいろなご意見、ヒアリングをされたのは皆さん記憶にあると思いますが、ダイレクトにお話を聞いて情報を入手するであるとか、世代別に市長がタウンミーティング的なことをするであるとか、こういったSNSを使った形で意見聴取するであるとか、さまざまな形でいろいろな世代から東久留米市の未来に向けて、未来志向で、「こどもまんなか社会」の実現を目指す中で努力されているところと認識しているところでございます。今、事務局のほうからも、この基本方針、基本目標の5つをすでに行われている市の具体的な施策等についてお話がございました。ぜひ委員の皆様から、こちらの内容についてもそうですし、皆さん意見やお持ちの経験、知識であったり、例えば他区、他市がこんなことをされていますなど、情報交換もぜひいただければと思っておりますが、その辺りを踏まえて委員の皆さんからのご発言を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

・池邊委員

とても素晴らしい施策だと思います。こどもを育てる、守るところがとても素晴らしい視点だと思います。冒頭に斎藤会長から地震があったというお話がありましたが、近年、やはり災害に対しての予防や、そういった部分というのもとても大事なのではないかと思います。

ておりまして、基本目標5に「安全・安心な環境整備」等書いてあるのですが、ここに防災であるとか、こどもたちが1人のときに災害が起きたらどうしたらいいのだろうか、そういったようなところを盛り込めるともっとよいと思います。こどもたちが自分の命を自分で守るということも、1つ大事な視点かと思いました。

もう1つは、犯罪からこどもを守るというところも大事な視点ではなかろうかと思いました。基本目標1の部分で「こどもの権利と補償と啓発」というところがあるのですが、これはあくまで虐待やいじめというところなのですが、やはり犯罪に巻き込まれる可能性というのは、近年、非常に高くなっているというところで、そういった部分をどのようにしたら防げるのかといった視点も入っていたらよいと思います。

・会長

ありがとうございます。大変貴重なご意見賜りました。事務局いかがでしょうか。

・こども家庭センター長

ご意見ありがとうございます。災害につきましては、どのように盛り込んでいけるのか、検討させていただきたいと思います。

また、2点目にいただいてきました、防犯のことにつきましては、この資料の基本目標5のところに書かせていただいております、防犯対策、それから登下校に関する交通安全等、基本目標5に書き込んでいきたいと考えております。

・会長

防犯カメラの設置等というところですか。

・池邊委員

犯罪や事故からと書いてありましたけど。

・会長

改めて、重要なご意見ですし、それがちゃんと盛り込まれているということがむしろ確認できたのかと思います。余談ですが、私は大学の教員を長くしております、前の委員会でも少し言ったかもしれませんが、昨年度から社会事業大学の授業で、前期に実技を行わなくなりました。これはなぜかという、熱中症の問題で実技ができないからです。今の小学校もかなりの割合で水泳の授業が1回だけとか、そういうことが全国的に起こっております、1学期ないし2学期の初めあたりに熱中症を含めた児童生徒の安全性というところについては非常に重要なマターになってきているところでございます。この目標5の「地域全体でこどもを支えるまち」の中に組み込めるかどうか、スポーツというところが入っているわけですが、本来的にはこどもだけではなく高齢者も含めてなのですが、あくまでもこの資料2に関しましては、こども計画における「こどもまんなか社会」の実現を目指すために必要なものというところで定義されているものですので、改めてこどもに特化した内容になっていると認識しているところでございます。例えば、こどもを支える側でいうと、シルバーの方がご活躍されて、朝、旗振りをしているのですが、これは海外ではもうあり得ないです。そんなことをしている海外の国はないです。これは日本独特の素晴らしい慣習かと思いますが、そういったボランティアの方へのリスペクトも含めて、こどもの安全を確実に守れ

ればよいと改めて感じるところでございます。大変貴重なご意見ありがとうございました。他に、皆さん、ご自身、ご家庭、お子さんのところで落とし込んででも結構ですので、何かお気づきになる点、情報等ございましたらいただければと思います。

・篠宮委員

その他のところでお話すると思うのですが、先日、こども・若者交流会に行きました。そこで他市の取り組みでこどもの意見を聞く会というのは4つあって、その4つの会議がほとんど高校生の若者で集まって会議をしているという市があったので、こどもの意見を取り入れるということでは、児童館でお話を聞くだけではなく、高校生なども募集をする会議があったらもっと意見が出るのではないかと思います。児童館でもすごく意見が出ているというお話を聞きましたが、その市では公式ラインで公募をしていたということをお聞きして、児童館にも公募のポスターとかを置いたら高校生が気づいてきてくれたりするのではないかと思います。

・会長

ありがとうございます。篠宮委員は、他の皆さんもご存じだと思いますが、今、大学生3年生で勉学に励んでいらっしゃいます。もともとのアンテナも高いということで、こども家庭庁が行っております自治体のこども・若者交流会というものがありまして、そこにご自身でご応募されて、そこにいろいろな話を聞かれたというのが今のお話でございます。今日は議事4の「その他」のところで、せっかくいろいろ交流をされたということですので、改めてもう少し詳しい情報を篠宮委員からお聞かせ願えるという時間を取っておりますので、楽しみにしていただければと思います。その他、いかがでしょうか。

・北川委員

我が家の6年生の長男が、先日、移動教室で榛名のほうに伺いまして、榛名の地元の小学校のこどもたちとの交流の時間を持たせていただいたと聞いています。その際に、お互いの町自慢のプレゼンテーションをしました。このプレゼンテーションはどんな形でもいいから発表しようという形で、うちの子のグループは劇をやったと聞いております。どういうふうに表示するか、限られた時間でどうやって伝えられるかというところで、すごく子どもたちは自主的に、かつ積極的に作り上げて、いい発表ができたと担任の先生からの報告がありましたので、市の皆様や、こういったことを考えてくださっている方にお披露目できるような機会があればと思います。意外と小学校にすでにもう素材があるということをお伝えしたいと思いました。

また、どこに分類されるかわからないのですが、こどもたちの好きな東久留米の自慢というので、落合川もすごく取り上げられていると思いますし、近年、メディアやSNSでかなり落合川は人気になっていると思っています。そうしたらあまりに人がきて、ちょっと環境が変わってきているということも見聞きしておりまして、素敵なポイントだからこそ、どうやって守っていくかということも含めてみんなで考えていけるとよいと思っているので発言させていただきました。

・会長

ありがとうございます。その他、いかがですか。

・水落委員

落合川には、毎年私も東久留米で出会ったお友だちと行きますが、トイレがありません。トイレがないから、みんな急いで駅前の薬局のほうまでいったりすることがあって、そっちに向かっている最中に普通の民家に看板が出ています。トイレ1回、いくら、シャワー1回いくらということが、実際、行われています。そっちでは入ったことはないのですが、そういう実態があるというのはあまり知られてないのでお知らせできたらと思いました。

こども食堂についてなのですが、私は西東京市出身でお友だちも西東京市にいて、こども食堂のお話を先日したのですが、東久留米だと月に1回から2回ぐらいが多く、西東京市だと1回から2回の場所もあれば、週に5回やられているところもあって、そこはメニュー表が事前にホームページで貼り出されていて、選ぶのが楽しいんだと聞いて、ちょっとうらやましいなと思ったところです。

プールの話ですが、私の娘は今5年生で、プールの授業が年に3、4回だったのですが、やはり暑くて入れないという日も多く、泳げる子が減っている現状があります。年長さんからうちはプールを習わせていたので一応は泳げるのですが、泳ぐ技術が格段に落ちているのがちょっと心配だと思っています。以上です。

・会長

ありがとうございます。落合川のご意見をいただきました。今回の諮問のそこには直接は関係ないのですが、今の話でいうと、例えば観光地になるとよくあることとすると、まず1つは騒音のこと、もう1つはもちろごみの問題が出てきます。こどもが市長の1丁目1番地的なところで、公園をうまく使うということで、ボールを使ったことをやりましょうということですけど、おっしゃるとおり水に触れるということは、水のまち東久留米でもあるので、とても親和性があると私も思っています。ただ、一方でこういった問題が委員のご発言のとおり、これからあるということを今改めて感じさせていただいたところでございます。このところとは具体には関係がないのですが、貴重な意見ありがとうございます。他にご意見としては何かございますか。情報等でも結構です。

・こども家庭センター長

プールのことについて、情報提供させていただき思います。市長の所信表明の中で、このようにいわれています。「今後の水泳指導であります。教育委員会では、全天候型の外部プール施設を活用した水泳外部指導委託を導入するということのメリットを認め、1ないし2校で試行実施することが望ましいとのことであります。今後、さまざまな状況を勘案しながら、しかるべき時期に、屋内プールを活用した水泳指導を試行的に導入してまいります」というように市長が申しております。

・会長

ありがとうございます。時期的なことはともかく、市としては非常に関心事としていることですね。委員も私もそうですが、保健体育が専門でありますので、昔であれば、着衣を着たままプールに入るということをするんですね。そういったところをどのようにカバーしていくのか、泳ぎ方1つとってもそうなのですが、そういったことを学習していくことは非常に重要なことであります。他の運動スポーツ競技においては、足が速く走れるとか、

鉄棒が上手というよりも、やはり泳げるということは命に直接関わることで、今の市長の力強いご意見の中で、委員の発言のとおり、シーズンスポーツなので創出の機会が非常に高まるわけですね。こどもの健全な育成の中に、例えばここでいうと「スポーツ」とどこかに書いてございましたよね。目標5のところにも書いてございますので、推進していただけだと思います。

・岩澤委員

感想になってしまうのと、ちょっと話が戻ってしまうのですが、先ほどこどもの意見を集めるということで、児童館でいろいろな意見が集まっているという話をお聞きしたのですが、こども・若者というところで、29歳以下の方ならどなたでも参加できると書いてあって、児童館では、高校生が来るかどうかわかりませんが、小学生、中学生の主な意見が集まるのかと思います。前のアンケートでも、高校生や若者の意見を集めるというところが難しそうだなど、お話を聞いていて思ったのですが、他の自治体とかで若者とつながるといったところで、何かやっているところもあるのかなと感じている中で、どのように若者に対して意見をもらうか、小学生には児童館があると思うのですが、そういうところの何か取り組みはされているのでしょうか。すみません。私はわからないので、お聞きしたいと思いました。

・こども家庭センター長

小・中学生については、意見を求めるチャンネルとして、おっしゃっていただいたように児童館だったり、小・中学校だったり、公立学校の中で意見を求めるというのは比較的やりやすいところがあるのですが、委員がおっしゃるように、高校生、もしくは高校卒業した大学生だったり、社会人になりたての頃の世代というのは、なかなか意見を募集するチャンネルがないというのが実態です。その中で、各市もいろいろ工夫をされていると思うのですが、我々のできる工夫としましては、SNSの親和性を含めた上で「くるりっど」の意見聴取の募集をかけているところですが、いかんせん、今フライヤーを配らせていただきましたけれど、これを若者たちに届ける手段、これがなかなか難しいというところが悩みのもとでございますので、委員の皆様方からご知恵等ありましたら、ぜひお知らせいただきたいと思います。

・会長

よろしいですか。皆さんも疑問に思っていると思いますけど、若者といって28歳、29歳を思い浮かべるかという、なかなか難しいと思うんですね。おそらく大学生ぐらいまでかなというのが、そもそもあると思います。今の委員のお話だとか、市のご回答もそうなのですが、まず1つとしては、この若者といえどももしかしたら既婚者になっている可能性もあるわけですね。そうすると、さらに難しくなると私自身は思っています。じゃあどうするかというと、市ではこういったことを地道に続けていますという、そういったものを続けていくことが大事だと思います。要するに、いきなりポンと若者から意見を聞くというよりも、小中学校を含めて、大学生を含めて、市はこども・若者のご意見を聞く体制にあるということ、市民が知っている、知ってもらうというところから進めていくと思うので、おそらく1、2年で急に26、27、28、29歳の方からご意見が集まるというよりも、だんだんそういう世代、中学校、高校とかでご意見した世代がだんだん上がって行って、東久留米は若い世代

の意見も聞いてくれるまちなのだという、そういう流れをつくっていくということは1つ大事なことから今お話を聞いて思ったところでございます。皆様からの貴重なご意見を頂戴いたしました。

・池邊委員

今パッとひらめいたことがありまして、これを渡す場所、そういう機会なのですが、選挙は年に1回あるかないかくらいですが、明らかに区分的に18歳以上ということがわかりきっているので、この人は18歳なんだとか、20歳なんだとかというのがわかったところで、それをさっと渡すとかというのは比較的よいアイデアではないかと自分で勝手に思いました。

・会長

それは、例えば成人式とかをイメージされていますか。

・池邊委員

成人式でもよいのですが、28歳までの人となったときに、28歳の人はもう公の行事はないです。でも選挙だったら、選挙にきてくださって、この人はいくつだということはわかるので渡しやすいかと思いました。そんなに頻繁にチャンスはないのですが。

・会長

1点、気になるのは、その情報を市が知っていて、それに対して出すということが、もしかしたら厳しいかもしれないですね。選挙のためにきている情報に対して、あなたは対象ですというのは。単純に選挙があるところに貼っておくのはよいと思います。個人的に渡すのではなく、貼っておくのは多分問題ないと思うのですが、あなたは28歳です、どうぞと渡すのはかなり厳しいかと思います。いずれにしても工夫が必要だと思っています。国のほうが、あえて23歳以上をイメージとして、23、24、25、26、27、28、29歳辺りまで入れたという意図が当然あるわけなので、その辺りをどのように市として汲み取って活かしていくかというところを、皆さんと一緒にまた検討する機会がありましたら、ぜひ検討したいなと思います。

東久留米市こども計画における基本的な考え方・基本目標につきまして、皆様から本当に貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございます。委員会としましても、この基本目標1から5を基準に、ぜひともこの内容で骨子を事務局のほうで固めていただいて制作いただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは事務局、よろしく願いいたします。

4 「第3期子ども・子育て支援事業計画 令和7年度点検・評価シート」について（報告）

・会長

次に、議題3「第3期子ども・子育て支援事業計画 令和7年度点検評価シートについて」です。本件は報告事項でございます。諮問事項ではございません。なお、本件につきまして、長時間を要する内容であることや、事前配付でお目通しいただけるということから、まず委員の方から質問等がございましたら質問をいただきまして、各担当が回答した後、さらにご

質問が少なかったり、なかった場合には、各担当のほうからポイントを絞って別途ご説明を差し上げるという形を取りたいと思います。今期より委員になった方もたくさんいらっしゃるので、ちょっと過去のお話をさせていただきます。例えば、ここに書かれているのは、基本的に客観データとして数字が書かれています。そしてその後にその評価が担当から書かれています。それから今後どうするのかという立てつけになっています。数字を書いているところというのは、いわゆる客観データとして継続的に追っていくためにポイントとして書いていますが、例えば、相談件数の数字というのがあったとします。それが多かったり、少なかったりします。例えば、相談が少なかったとなったときに、それはよかったと思う文脈もあれば、相談をしてもらう体制が整っていなかったのではないのかという文脈で数字を見ることがあるということです。ですから一義的に数字だけ見ていいとか悪いという判断よりも、ぜひ委員の皆さんはその数字を含めこの各担当の評価を読んでいただき、ご質問をいただければ担当課からその評価についてご回答いただくという形を取りたいと思います。皆様、お忙しいと思います。本来であれば事前に配付していただいて、ご質問事項をご用意していただいて、ここにきていただくということを前提としておりますが、なかなか読む時間も少ないと思いますので、大変恐縮ではございますが、もしよろしかったら3分ほどお時間をご用意させていただきますので、気になるところがございましたら見ていただいて、ご質問等がございましたら各担当のほうからご回答させていただくという時間を取らせていただければと思います。それでは、3分ほど今からお時間を頂戴します。よろしくお願いします。

・会長

それでは、お時間となりました。各委員の皆様から、この評価の方法や評価の内容そのものについてのご質問等がございましたら、挙手にてご発言いただければと思います。いかがでしょうか。各委員の皆様の関心事が高いところからでも結構でございます。まだご発言されていない内田委員、高橋委員、副会長、高木委員、どうでしょうか。では、高木委員どうぞ。

・高木委員

25ページです。私の周りでは、学童に通わせたいけれど共働きじゃないから認可が下りないとか、対象になりにくいとか、学年が高学年だから低学年のこどもが優先だから入れないという親世代がいます。少子高齢化とはいえ、こどもが多いんだなと思っていたのですが、評価のところを見ると、利用したい人が下回っていたから、みるべきこどもを全員みることができたということであり、こどもたちにとっても親にとってもよいことなのかなと思いました。

・会長

ありがとうございます。25ページの確保方策と実績というところで、見方としましては、例えば令和7年度では1,635人予定をしている、準備していますが、結果的に1,455人が実績として上がりました。十分確保されていますというのがこの表の見方でございます。東久留米市にとっては、学童保育の健全化であるとか、拡充ということを一生涯懸命されてきた結果がここに出ているのかと思います。また、高木委員がおっしゃるように、まだまだ改善されていない区や市というのも全国的にはあるとは承知しておりますが、市のほうではこのような形で順当に進めているという認識でおりますが、担当課から一言ございますか。

・児童青少年課長

ここの数値というのは、3月末時点というところですので、年度の中では今委員からお話があったように、利用できなかった児童がいるということもございます。

もう1つ、学童保育としては、保護者の方の就労支援を目的としているところがあります。就労していない方については、また別の方で考えていかないといけないのですが、学童保育についてはそこを目的としてやっています。

・会長

よろしいですか。他にいかがですか。高橋委員、いかがですか。

・高橋委員

18ページの「地域子育て支援拠点事業」について、その見方と、それらの事業についても一言申し上げたいと思います。確保方策の2という数字は何を指しているのですか。利用者数は下の表に5,920となっています。まず、この数字についての質問点です。

・こども支援係長

まず、確保方策と実績についてご説明いたします。こちらの2というのは施設数のことでございます。具体的には、地域子育てひろば上の原と、地域子育て支援センターはこぶね館の2つ施設が実績の2という形となっております。施設数のことでございます。

・高橋委員

ありがとうございます。Aに関しては5,920人というのが微増で、Bは減少となっているので、地域によって増加していたり、減少していたりというところがあると思います。2施設を今後、拡大していくという方向性があるのかどうかという質問です。

また、自分が乳児の父親として感じることは、この事業自体はすごく貴重でむしろ積極的にこれからもお願いしたいところですが、申し込もうと思ったときに、この事業だけではなく、別のファミリー・サポート・センター事業だったと思うのですが、申し込みがWEBでできないということが多々あり、機会損失につながっていたりしていて、今、Googleカレンダーに向こう半年ぐらいの申し込み日を登録しているのですが、申し込むには電話かけなければいけなく、何時からと決まっています。この辺りの申し込みのハードルが、もう少し下がってくるとありがたいと思いました。

・こども支援係長

ご意見ありがとうございます。補足をさせていただきます。まず、1点目、地域子育て支援拠点を増やしていく計画があるかということにつきましては、現時点ではまだ計画等がない状況でございます。

続きまして、申し込みはインターネットでというところで、我々も確かにその波というのをひしひしと感じているところでございます。昨年度は、SNSをやってみようということで、LINEで発信するということをやりました。今年度は、委員がまさにおっしゃられたように、インターネット上でさまざまな講座について申し込みができるように、担当職員を含めて勉

強しているところでございます。今年度はどこかの事業につきまして、試行をしていきたいと考えているところでございます。

・会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。SNS、ICTの活用は、昨今、大事ではありますが、今進めてもらいたいのですが、一方でセキュリティですね。個人情報非常に厳しいですね。セキュリティは非常に大事ですので、そういったところも抱き合わせて予算の確保というのがセットで行われるべきかと思っております。それでは、内田委員、いかがですか。

・内田委員

いろいろな事業があるのだと改めて感じました。私が住んでいるのは、違う自治体なので、東久留米市のこどもたちの子育てに関するところについての事業がたくさんあるということ、今、改めて知りました。先ほども少しありましたが、周知の仕方について、もう少し積極的な周知があったらよいと思いました。何ページというわけではないのですが、評価のところで「実施方法について検証する必要がある」や「周知の仕方について検証する必要がある」というような評価がされているところがあるので、もっといろいろな方がいろいろなところで触れる機会があるとよいのではないかと思います。先ほどの申し込みもネットでできるとか、今はSNSが普通に使われているので、特に若いお父さん、お母さんたちはそういうものを駆使しています。そういう中で、もう少しこういう事業がたくさんあって、皆さん利用してください、気軽に利用できますよという辺りが出てくると、評価の部分の検証を要する部分が解消してくるのではないかと思います。以上です。

・こども家庭センター長

ご意見ありがとうございます。いろいろな事業の周知に関して、市側には今までは市の広報や市のホームページぐらいしか皆さんに情報を伝えるすべがありませんでした。そのような情報の提供の仕方しかなかった中で、今は子育て応援アプリやライン市役所であったり、こちらからプッシュしていく広報の形が少しずつ見え始めています。事業の対象にあった人にピンポイントで情報を届けるといことがだんだんできるようになってきている中で、今はそういった過渡期にあり、だんだんそのように進んでいくのではないかと思います。

・会長

ありがとうございます。それでは、副会長、いかがですか。

・副会長

13ページに「乳児全戸訪問事業」があります。こちらは素晴らしい事業だと思っているのですが、こどもが生まれて非常に気持ちや体が不安定になっているときにゆっくりとお話を聞いてもらうことができるとうよいと思っています。この事業は全戸にというところの意味があると思っています。実績として見ると、単純計算でも25名のお家の方には訪問ができていないということで、96%というのはすごく高い数字だとは思いますが、この訪問されていない25人の中の長期の里帰りや入院など、ある程度理由がしっかりしている方はそんなに心配がないかもしれませんが、この訪問しきれない方たちにどのようにアプローチするのかを考えていらっしゃるのでしょうか。その辺りの手当てみたいなのところがありまし

たら教えていただきたいと思います。こども計画ということでいろいろな基本目標があり、素晴らしいなと思って読んだのですが、やはり困っている母親やこどもをどのように見つけていくかというのは、本当に難しいことだと思います。例えば、こういうところは非常に大きい窓口になるのではないかと思ったので、こぼれている人たちに今後、何か補足というのは考えられているのかと思いました。もしあれば教えてください。

もう1つは、20ページの「ファミリー・サポート・センター事業」ですが、ファミリー・サポートさんがお迎えにこられる方というのは、そんなにたくさんではないのですが、3組から6組くらい毎年いらっしゃいます。保護者の方とお話ししたときに、おうちの方の仕事の都合でお父さんとお母さん、どちらもくるのも大変なので、ファミリー・サポートに申し込んでいるのだけれど、なかなか人が見つからないということで難しい状況です。チャンスがあればということで申し込んでいるけれど、なかなか実際に利用するということまでいかないという話を聞きました。サポート会員のほうが減少している状況にあるというのは、何か原因として考えられることがあるのか、それに対してはどのような対策を考えていらっしゃるのかを教えていただきたいと思います。

・健康課長

「乳児家庭全戸訪問事業」について、訪問できなかった方へどうやってアプローチするかということですが、一応この方々には再訪問という形で訪問するといったことはしております。会えなかったらまた別の時期に少しずつして会いに行くということはしております。さらに、健診のときに、もしいらっしゃった際にはそこで状況のほうを聞き取るというところは、その後もしております。

・児童青少年課長

続いて、「ファミリー・サポート・センター事業」についてです。サポート会員の方がなかなか見つからないという現状については認識しており、こちらに記載させていただき、こちらに認識を共有していただいております。サポート会員の方が減少していく理由というのは、一概にはいえない部分もございますが、1つは就業している方が増えてきているというところだと考えております。ここにも記載させていただきましたが、事業の説明や、事業周知のための周知活動をいろいろ工夫しながら進めていきたいと思っています。

・斎藤会長

よろしいですか。私の記憶が確かならば、13ページの訪問率のところは、里帰り出産する方にも、里帰り先までコンタクトをしているという記憶を僕は持っているのですが。

・健康課主査

里帰り先での訪問をご希望されている場合は、里帰り先へ依頼書を出させていただいて、里帰り先での訪問が受けられるように調整しております。訪問率の中には、その数は含まれていません。

・会長

副会長がおっしゃったところはそこも重要で、里帰りにいった方は私どもではわからないのできょうならではなく、東久留米はかなり細かく里帰り先までアウトリーチしてフォロー

しているという認識でいます。確認させていただきました。ありがとうございます。そういうことからすると、もしかしたらこのCの訪問率というのは、訪問を1回はしているので、接触率のほうがより具体的な文言なのではないかと今、話を聞いて改めて感じたところです。そうなると、里帰り出産をする予定があるかどうかを事前に知り得る状況というのはできるわけですね。どこかのタイミングで。希望しているということに対して。

- ・健康課長

妊婦さんの面接の際に聞き取りをさせていただいておりますので、事前に把握しています。

- ・会長

よろしいですか。より具体的なことが知り得たかと思います。おそらく訪問率は100%だと思います。この677に対しては、アプローチされていると思うので、基本的には接触率は96.5ですけど、訪問をしたということであれば100%ではないかと思います。

それでは、今、4名の委員の方からフリーなご質問をいただきましたが、今いただいたご質問以外のところを4つの担当課のほうから、より具体的な皆さんの関心事が高いたろうと思われるところをピックアップさせていただいておりますので、それぞれの課よりご説明を頂戴したいと思います。

- ・こども家庭センター長

それでは、保育幼稚園課、児童青少年課、こども家庭センター、健康課の順にご説明をしていきたいと思います。各課の中の係の順番についてはお任せしますので、よろしくお願いいたします。

- ・保育幼稚園課主査

保育幼稚園課から説明させていただきます。まず、令和8年4月1日より組織改正が行われまして、子育て支援課より保育幼稚園課に名称が変わりました。7年度の所管課が子育て支援課となっている箇所につきまして、保育幼稚園課から説明をいたします。

1 ページ目、1号認定及び2号認定ということで、主に幼稚園の利用でございます。確保方策（確保する予定の定員）、実績（実際に確保できた定員）、利用実績人数（実際に入園した人数）については記載のとおりです。実績の内容につきましては、従来制度幼稚園3園、新制度幼稚園が1園、新制度の幼稚園型認定こども園が2園の定員の合計になります。所管課による評価としましては、令和7年度の確保実績について、確保方策は下回っておりますが、令和6年度の確保実績から増加しており、提供体制については充足していると考えています。次年度以降の方向性として、1号認定及び2号認定のうち、幼児期の学校教育の希望が強い保護者のニーズに対しては、今後とも幼児期の教育施設または従来制度の幼稚園において確保に努めていきたいと考えております。

- ・施設給付係長

2 ページ、2号認定のうち認定こども園を除いた保育所についてでございます。確保方策、実績、利用実績人数は記載のとおりとなります。実績の内容としましては、認可保育所21施設、認可外保育所4施設の3歳以上児についてです。利用実績人数が確保実績を上回っている理由につきましては、弾力化の対応によるものです。所管課による評価としましては、提

供体制については、おおむね充足していると考えております。次年度以降の方向性としましては、2号認定児につきましては、今後とも保育需要の動向に注視しながら、提供体制の確保に努めていきたいと考えております。

3ページから5ページについて、認可保育所、認可外保育施設、地域型保育施設である小規模保育施設及び家庭的保育施設の2歳児以下である3号認定についての内容となります。3ページは0歳児について、4ページは1歳児、5ページは2歳児についてでございます。確保方策の実績、利用実績人数につきましては記載のとおりでございます。4ページ、5ページの1歳児、2歳児につきましては、第3期事業計画の初年度である7年度から国の考え方にに基づき、1歳と2歳を別々の様式に作成し、様式の変更をいたしました。実績の内容としましては、認可保育所が21、認可外保育所が4、小規模保育施設が10、家庭的保育施設の5施設となります。いずれの年齢におきましても、所管課による評価としましては、確保方策に対する実績はマイナスとなっておりますが、利用実績人数は確保の実績以上となっております。見込みをおおむね満たすことができました。次年度以降の方向性としましては、今後とも保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

11ページ、時間外保育事業（延長保育事業）です。7年度の確保方策と実績、利用実績人数は記載のとおりでございます。実績の内容ですが、認可保育所、小規模保育施設、家庭的保育施設によって実施しております。所管課による評価としましては、確保方策における実績の充足度等から見ますと、保育ニーズに対応した事業が実施できていると考えております。次年度以降の方向性としては、確保方策の数値を達成することができましたが、今後とも保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めていきたいと考えております。

19ページ、病児保育事業です。病児保育につきましては、1日4人の定員に開所日数を掛けて算出しております。所管課による評価としましては、病気の回復前や回復期にある子どもを集団保育が困難な時期に保育をすることで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができていると評価しております。次年度以降の方向性としましては、提供体制が確保されており、現行の事業実施により対応できておりますが、今後はより積極的に事業周知を図ることで、本事業に対する保護者の認知度向上に努めていきたいと考えております。

・保育幼稚園課主査

21ページ、幼稚園の一時預かり事業になります。令和7年度の確保方策、実績、利用実績人数は記載のとおりでございます。実績の内容としましては、従来制度幼稚園3園、認定こども園2園、新制度幼稚園1園の内容となっております。所管課による評価としましては、幼稚園及び認定こども園を希望する就労等をしている保護者のニーズに応えるものであり、原則として当該在園児を対象として、教育時間の前後または休業日に行われております。令和7年の利用実績について確保方策を下回っておりますが、令和6年間の利用実績から増加しており、提供体制については充足していると考えています。次年度以降の方向性としましては、今後とも本事業にかかる需要の動向に注視しながら施設と連携し供給量の確保に努めてまいりたいと考えております。

・施設給付係長

22ページについては保育園の一時預かり事業になります。保護者の傷病、入院等への対応や育児等に伴う負担軽減のための事業でございます。実績等は記載のとおりでございます。

保育幼稚園課の事業としましては、他に28ページの実費徴収に係る補足給付を行う事業、29ページの多様な事業者の参入促進・能力活用事業、31ページの乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）がございします。31ページの、こども誰でも通園制度は、7年度の実績は0人となっております。

保育幼稚園課の事業につきましては、以上でございます。

・児童青少年係長

続きまして、児童青少年課の事業について説明させていただきます。20ページ及び22ページにつきましては、ファミリー・サポート・センター事業となりまして、就学児と未就学児とわけて掲載させていただいております。ご質問がありましたとおり、サポート会員のほうが減少傾向にありまして、引き続きイベント等を開催して事業周知を継続していく必要があると考えております。

次に、25ページです。「放課後児童健全育成事業（学童保育）」についてです。こちらにつきましてもご質問いただいていたとおり、確保方策につきましてはマイナス180人となっており、3月末時点では、待機児童は発生しておりません。昨年度は、令和8年1月1日に小山第一、第二学童を新たに開所いたしまして、定員が60名から130名と70名増加させていただいております。次年度以降につきましても、小学校の特別教室等の一時的活用により、量の見込みに対応する提供体制を確保していくところになりまして、令和8年度につきましては、第六小学校と第十小学校について、新たに特別教室を借用しております。以上でございます。

・こども政策係長

続きまして、こども家庭センターの説明をさせていただきます。

まず、7ページをお開きください。「利用者支援に関する事業（特定型）」になります。各項目の中の実績の内容という欄に、1点、申し訳ございませんが訂正がございします。上から6行目の頭に「5年度」と書いてございしますが、これが「6年度」の間違いでございします。申し訳ございませんが、「6年度」に訂正をお願いいたします。

こちらの事業につきましては、保育所の入所関係の相談を受けつける事業でございします。令和6年度のこども家庭センターの開設に伴いまして、本事業はこども家庭センターの所管となりました。相談の実施場所も本庁舎からわくわく健康プラザとなっております。保育園の入所申し込みが近づく9月から11月にかけては、本庁舎での出張相談も実施しております。なかなかわくわく健康プラザまでいらっしゃることが難しい方へのニーズも、一定程度、満たしているものと考えております。令和7年度の数字として737件の相談件数と書いてございします。これは、6年度が818件でしたので、1割ぐらいの減少となっておりますが、数字だけを見ると相談件数が減っているように見えますが、他の周知の方法等により相談ニーズを満たしているかどうか、そういったことについては今後、検証していきたい項目でございします。この事業については、以上でございます。

・こども支援係長

続きまして、15ページをお開きください。「子育て世帯訪問支援事業」について、ご説明させていただきます。こちらの事業につきましては、令和7年度から新たに開始した事業でございまして、令和6年度までに実施しておりました育児支援ヘルパーを発展的解消して開

始したという事業となっております。事業の内容としましては、子育てや養育に悩むご家庭に対して、こども家庭センターが要支援であると判断した家庭に限定いたしまして、ご家庭の家事や、先ほど話題になりました保育園、幼稚園の送迎などを支援員がサポートする、支援するというような事業となっております。これまで実施しておりました育児支援ヘルパーと違う点といたしましては、訪問する支援員が救急救命などを含めた座学及び実技の研修を必ず受けなくてはならないというところがこれまでの事業と違う点でございます。開始年度ということもありまして、確保数としては228人日に対して、実績は118人日となっております。年度初めはなかなか利用実績が伸びないところでしたが、年度後半から徐々に各事業者とご利用となる家庭の間を調整するケースワーカーの理解度なども深まったことから、118人日の実績となっております。こちらの旧制度の令和6年度のヘルパーの実績は123人日でございましたので、おおむね令和6年度と同程度の実績に落ち着いたというところですので。次年度の令和8年度以降は、経験値なども蓄積されておりますので、しっかり確保した利用枠を活用できるように調整していきたいと考えております。

続きまして、17ページをご覧ください。こちらは特に記載はないのですが、「親子関係形成支援事業」につきましては、事業実施に向けて調査・研究を行っていきます。こちらの資料はなく、口頭で大変恐縮なのですが、こちらの事業の事業概要といたしましては、子育てやこどもとの関わりに不安を抱えたり悩んでいる保護者に対しまして、講義やグループ・ワーク、ロールプレイなど、ファシリテーターの方を通じていろいろな悩みを共有したり、こうした方がいいのではないかとという助言、相談をすることで、保護者同士の悩みを解消したり、また、育児に関するいろいろなノウハウ、テクニックなどを得るというような事業でございます。こちらにつきまして、令和7年度までは実施していなかったのですが、今年度、令和8年度において試行することを予定しております。また具体的な内容につきましては、今後のご報告になりますが、今年度施行いたしますということをだけご報告させていただきます。以上です。

・母子支援係長

続きまして、9ページの「利用者支援に関する事業（妊婦等包括相談支援事業型）」について、ご説明いたします。まず、事業内容ですが、「こども家庭センター」については、妊娠届出時面談及び8か月面談を指しており、「上記以外で業務委託」につきましては、乳児家庭全戸訪問事業を位置づけております。先ほど、13ページの（4）の乳児家庭全戸訪問事業において、質疑応答の一部をご説明しておりますので、こちらについてはこの場での説明は割愛させていただきます。確保方策実績数は資料に記載のとおりでございます。実績内容としましては、妊婦届出時面接につきましては、ハイリスク妊婦を早期に把握し、その支援につなげることができました。8か月面談については、アンケートを実施し、希望者に対して面談を行うものになります。面談希望者は0でしたが、アンケートの回答数を実績として計上いたしました。なお、アンケートにつきましては、妊婦のための支援給付事業の申請の際に申請内容にアンケートの内容を含めた形で実施をしております。次に所管課による評価といたしましては、妊婦全数面接につきましては、相談を通じて妊婦や保護者の不安を軽減することができ、孤立の防止につながりました。アンケート実施による8か月面談希望者はおりませんでしたが、アンケートの内容に基づき、支援が必要と思われる家庭につきましては、こども家庭センターより架電を行うなど、フォローを実施し、家庭状況の把握につなげることができました。次年度以降の方向性として、これまでと同様に妊婦全数面接を通じて、今後も個別の支援につなげてまいります。8か月面談については、今後もアンケート

を継続し、面談の希望がなくても支援が必要と思われる家庭については心身的なケアを行ってまいります。

続きまして、30ページです。(17)「産後ケア事業」をご覧ください。産後ケア事業とは、出産後の母子に対し心身のケアや育児のサポート等を行う事業でございます。実績としましては、資料に記載のとおり、利用者の総数は402名でした。所管課による評価といたしましては、年度の中盤から後半にかけて事業が利用者に浸透し始め、利用申請が増加している状況でございます。前年度比で、申請者数は134%、利用者数は145%であり、申請者数、利用者数ともに増加傾向にあります。次年度以降の方向性として、産後ケア事業の利用希望者が増加しているので、受け入れ枠拡大に向けて情報収集を進めてまいります。

・こども家庭センター主査

続きまして、6ページ「利用者支援に関する事業（地域子育て相談機関）」についてご報告いたします。確保方策ですが、令和8年度の確保方策は2か所になります。実施機関は、けやき児童館、こどもセンターひばりの2児童館になります。令和8年度より地域子育て相談機関として、月、火、水、金の4日間、午前10時から午後4時までの時間帯で開設しております。地域の身近な相談場所として、すべての妊産婦、子育て中の方々、お子さんご自身がさまざまなことを児童館の特性を活かして気軽にご相談いただけます。4月、5月、6月の報告によりますと、全部で6件の相談件数の報告がありました。そのうち2件は自ら児童館の職員に相談するという形で、この2件ともすでにこども家庭センターのケースとして受理しているケースがありました。お子さんの子育ての悩みを職員に伝えて、そういう悩みだったらこども家庭センターの母子支援係のケースワーカーが相談に乗ってくれるよと児童館の職員が紹介をして、お母さんの自らケースワーカーに電話をして、そこでつながるというような実績があります。今後、これが充実していけたらよいと考えております。

・健康課主査

8ページをご覧ください。先ほど、こども家庭センターからご説明がございましたが、健康課の部分についてご報告させていただきます。実施内容の下段のところになりますが、母子保健の分野では、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を関係機関と連携しながら行う事業となっております。保健師、助産師等の専門職が面接や電話等で家庭訪問を行うことにより、適切な保健指導を実施しました。情報提供件数としましては、3,919件となっております。所管課の評価としましては、妊婦全数面接や各事業を通じて、支援の必要性を早期に把握し個別支援につなげることで、適切なタイミングで支援につながったと考えております。妊婦や保護者の不安を軽減し、孤育てにつながっていると考えております。次年度以降の方向性として、引き続き支援の必要性を早期に把握するためにも重要な事業のため、継続実施してまいります。

次に、24ページをご覧ください。「妊婦に対して健康診査を実施する事業」でございます。こちらは都内の委託医療機関に妊婦健診を委託して行っている事業となります。実績としましては、妊娠届出時に妊婦健診票14回分と超音波検査4回分、子宮頸がん検診1回分の計19枚の受診票を発行し、都内委託医療機関にて妊婦健診を実施しております。所管課の評価としましては、市外転出や流産等で妊婦健診票を使用できない妊婦が一定数いるものの、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資する事業として機能していると考え

ております。次年度以降の方向性としましては、重要な事業でございますので継続して実施してまいります。健康課の説明は以上です。

・会長

ありがとうございました。改めてこちらの報告事項となります。お時間の関係もありますので、報告内容は今、ご説明いただきましたが、新たな質問に関しましては、大変恐縮でございますが、直接、事務局のほうに問い合わせいただき、次回の会議にて我々で確認、共有ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。今後、事務局のほうでこの資料をもとに作業を進めていただきまして、整い次第公表していただきたいと思いますので、ご質問等に関しましてはできるだけ早めにご連絡いただければと思います。

それでは、次に、議題4「その他」としまして、連絡等、事務局からよろしくお願いいたします。

5 その他

・こども家庭センター長

先ほどの議題2にございました「（仮称）東久留米市こども計画」では、こども・若者の意見を大切にするとされておりますが、それに関連して、こども家庭庁で市の施策に参画している若者を全国から集めて霞が関で行われた「自治体こども若者委員交流会」が開催されました。5月末にこの会議に参加していただいた篠宮委員から、参加してみての感想などをご報告いただきます。

・篠宮委員

5月30日の土曜日に、「こども若者委員交流会」がありまして、参加してきました。2つの議題がありまして、1つ目のグループでは、年齢の近い人がグループになってそれぞれこの会議でどんなことをしているとか、なぜ委員になろうと思ったのかというきっかけだったり、大変なこととか、ちょっと悩みがありますかというお話をしました。前回のときと体制、座席が違うと思ったのですが、前回のように後ろにいろいろな課の方が並んでいて、委員が前に出るという形で会議をしていることも多く、その体制だと若者が意見しにくいとか、後ろからプレッシャーをかけられている感じがするという方が何人かいたので、今日、きてみて体制が変わっていて、すぐにその意見が取り入れられているのだと思いました。

グループが変わって2つ目では、どういう社会にしていきたいかというテーマで話し合いがありました。私のグループでは、一番若くて高校生の方がいて、他は市の職員として働いている方が何人かいたのですが、その中で、先ほどもお話ししたように、どういう取り組みをしているかというお話をし、そこでこどもの意見を聞く会議がありますというお話を聞き、そういう取り組みがあると、若者の意見を聞くことができいいねというお話がありました。その地域によって差があって、東久留米市は大学生も子ども・子育て会議に参加しているのですが、若くて20代後半の方しかいないというところもあるので、やはり地域によって差があるのは、市長がどれだけ力を入れてくれるかによって変わるから、若者が声をあげないと意見を聞く場がつかれないという結論になりました。交流会に参加してみて、私はいつも緊張してしまってあまり意見が言えないのですが、他の方の意見を聞いてやはり若者の意見を聞く場というのは大事ということでお声かけいただいたと思うので、すぐに意見をい

うのは難しいかもしれないのですが、若者としての意見を言うことができたらと思いました。以上です。

・会長

篠宮さん、ありがとうございました。ちなみに男性と女性との比率で気になることはありましたか。

・委員

1つ目のグループの男性の割合が多くて、女性は私を含めて2人で8人のグループでした。2つ目のグループも、やはり男性のほうが多くて、女性は3名でした。全体を見ても男性のほうが多かったと思います。

・会長

なるほど。皆さんもいろいろなところにいかれていると思うのですが、大体そういうところは男性はほとんどいないんですよね。だから、意図的にこども家庭庁のほうが男性を多めにしたのかと、今ちょっと感じています。いろいろな意見をいろいろな世代からお聞きできたということと、篠宮委員は大人が十何名いる中でこうやって立派にご意見していただいて、若者の代表としてさらなるご活躍をしていただければと思います。今回の体制ですが、篠宮さんがいっていただいたことを反映してこの体制になったわけではありません。前回の委員会で後ろに振り返るとちょっと大変だということを取り入れさせていただいたので、間接的には取り入れたということになります。話は逸れますが、皆さん、どうですか。この体制でよろしいですか。今後はこちらでやってよろしいですか。はい。それではよろしく願います。では、改めて、篠宮さんに拍手をお願いいたします。ありがとうございます。その他、何か事務局からございますでしょうか。

・こども政策係長

事務局からの連絡事項です。次回の第2回の子ども・子育て会議の開催時期についてご連絡申し上げます。以前にお示ししたスケジュールでは、8月にも開催となっていたのですが、8月の開催はなしとさせていただきまして、次回、第2回は9月の末頃、実施させていただきます。また、詳しい日時等が決まりましたら、各委員の方々にはご連絡をさせていただきます。連絡事項は以上でございます。

6. 閉会

・会長

ありがとうございました。本日予定しておりました議題は以上となります。まだまだ暑い日が続きます。委員の皆様におかれましては、どうぞお体ご自愛くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれをもって終了とさせていただきます。お疲れ様でした。